

営業報告書記載内容の具体的法規整試論

早 川

勲

一

会社法の根本改正を行うにあたって、主要な問題の一つに営業報告書を立法的にどう改善するか、すなわち記載事項を法定すべきか否か、法定するとした場合その記載内容をどのようなものにするかがあげられている。そして、すでにこれまで多くの議論がなされており有益な意見も出されている。⁽¹⁾ それらを見ると、この問題が企業の社会的責任論とも絡み合っ**て**必ずしも簡単ではなく、究極的には会社制度の根本にまでさかのぼって考える必要に迫られているように思われる。これはある意味では当然であるともいえようが、いずれにせよ営業報告書の立法的改善を図るにあたっては、より根本的な次元に立ち返って、あるいは関連する他の諸制度諸問題を多面的に検討しておかなければならないようである。

それはしばらくおくとして、営業報告書の立法的改善策としてまず基本的に記載事項を法定するかどうかの点にかぎっては、立法当局の意見照会に対して、商法学者、財界をはじめ各界の態度ないし意見等が一応出揃ったといつてよい。大勢は法定に賛成のようであり、記載内容如何によっては反対であるとの意見はあるものの法定

すること自体にまったく反対との意見は少ないといってよい。かりに会社法の全面改正にあたって営業報告書の記載事項を法定することを基底とした場合、そのつぎには左に述べるようなことがあらかじめ立法論的に検討しておくべき問題として浮び上ってくるのではないかと考えられる。たとえば、もし営業報告書の記載事項として、「取締役の株式または社債について有する利害関係」を記載せしめるとした場合、実定会社法中には右の程度に規定するほかはなくまた後述するようにそのほうが適當であると思われるが、しかし言うまでもなくこれだけでは法規整としては不十分であり、実質的にはあまり意味がないといってよい。というのは、当該取締役が自からは株式や社債を保有しないで他の者に保有させているときは、その開示を強制することはできないからである。このような形で、容易に法規整の潜脱を図ることができれば、結局その開示は無価値に等しいものといわねばならない。そうだとすれば、実定会社法にそのようなことを考慮して具体的に規定するかそれとも有価証券報告書の作成についてと同じように省令でもって、ここにいう取締役にはその者の指揮または指図にしたがって利害関係を有する者を含むというような規整の仕方を考えなければならぬ。さらに徹底しようとするなら、イギリス法のごとく、その取締役の配偶者および未成年の子の株式または社債についての利益もその取締役の利益とみなし、これを開示させるといふような法規整をなすことも検討しなければならない。それからまた、「会社のなした重要な慈善的または政治的寄附」を開示せしめるにしても、一体「重要な」とはどのような基準によって決定するのか、またその判断、決定は誰が行うのか、さらには寄附の相手方の氏名や金額も記載させることにするかどうかなど、営業報告書の作成に際してあるいは監査にあたって必ず問題となるように思われる。

こうした問題は、よりよき実務慣行の確立により、一定の記載内容が固まってくることは考えられなくはない。しかし、そのような実務慣行の確立は必ずしも容易ではなく、それに営業報告書に企業の社会的責任との関連

において会社情報の開示という機能を十二分に發揮させ、株主・会社債権者のみならず広く一般公衆の保護を図ろうとし、あるいは無用の実務上ないし解釈上の混乱を生ぜしめないようにしようとするならば、できるだけ立法的にあらかじめ措置を講じておくべきである。このように、いずれにしても今や営業報告書をめぐる問題は、記載事項をいかなるものにしぼるかということとその具体的な内容をどの程度までいかなる形で法的に規整するか、その場合どのような問題点が出てくるかなどを検討すべき段階に入っているものと思われる。こうした点についてこれまでも論じられていないわけではないが、あまりまとまった検討はなされていなかったので、この点に焦点を合わせながら他の問題についても併せて若干の考察を試みようとするのが本稿の目的である。

なお、これらの問題を考えてゆくにあたって、イギリス法が参考になると思われるので、かつて取り上げたことがあるが、改正の動きもみられるのでここで再び言及してみる。

二

ところで、順序をおってこれまでの経緯を述べると、すでに法制審議会商法部会では会社法とくに株式会社法の全面改正に着手し、具体的な審議に入っている。そして基礎的作業として、先年六月十二日には法務省民事局参事官名義で各界各種団体に対して意見照会もなされた。その際、照会文書に摘示された主要な問題として「株式会社法の計算・公開」という題目の下に営業報告書の記載事項の法定化の問題と計算書類の開示方法の問題が取り上げられたのである。

今日、株式会社制度は大きな変革期を迎えているといつてよく、企業の社会的責任、消費者保護といった新たな要請が株式会社法との関連で論議を呼んでいることは周知のところであるが、右の問題もこうした新たな要請を

取り込んで実現してゆこうとの現われであるといえる。もつとも、このような観点からではなくとも営業報告書に関する法規整の在り方が不十分であることはこれまでも指摘されている。たとえば、星川教授によれば、いわゆる企業の所有と経営の分離が著しく、したがって株主が間接的にしか企業の経営に参加しえない現下における株主の保護という観点から、財務諸表に表示された数字の背後にある事実あるいは数字に表示しえない事項で株主の利益に重大な影響を与えるものを営業報告書に記載せしめ開示させるべきであることが主張されている。⁽²⁾

私もまたイギリス会社法上の類似制度を紹介した際に若干言及したことがある⁽³⁾。このようなわけで、営業報告書の在り方をめぐって提起された問題は必ずしも新しいものではないが、ここへきて再び採り上げられるようになったのはなんといいまでもいわゆる企業の社会的責任というようなことがクローズアップされ、これとの関連においてその在り方が問い直されなければならなくなったためであることは間違いない。この企業の社会的責任については、やはり前記照会文書において主要な問題として摘示されている。そして例示的に、これに関する一般的規定を株式会社法に設けるべきか、それとも現在の同法中の個々の制度の改善を図ることによって企業の社会的責任を果させるべきか、という二つの行き方がありうることを示し、意見を問うている。ついでにこの点について一言すれば、この両者は必ずしも相排斥し合うものではなく、⁽⁴⁾かりに一般的明文規定を設けるとしても各個の制度の改善が全く不要であるとは思われない。

ところで、営業報告書とは一般的には企業の一営業年度の営業の概況を記載した文書をいい、数字をもつてではなく通常の文章によって営業の概況を説明する点に特色を有し、他の計算書類において数字でもって示されているところを説明または解説するほか、それらにおいて示されていない事項または数字をもつて表示されえない事項についても説明を与えるものであると解されている。この営業報告書は、すでにわが商法が制定された明治

三二年当時から取締役に作成義務が課されているもので、株主に対する情報開示の手段として監査役の監査の対象となり、本店に備え置かれて閲覧に供されるとともに、株主総会の承認を求めることが要求されていた（旧商一九〇条以下）。しかし、この制定当初から営業報告書の記載様式内容等についてなんらの定めも設けておらず、昭和四九年の改正においても、この点については特に改められなかった。そのため、法的にはその記載する内容が総会で承認を得られるような程度のものであれば、それでもよいことになり、極端に言えば営業の概況をわずかずか数行ほど書いただけでもよいことになる。事実、企業が作成する営業報告書は繁簡精粗きわめて多様である。もつとも、最近はいわゆる企業の社会的責任、環境情報の開示伝達という観点から営業報告書を改めて見直し、社会の要請にも十分に応えうるものに刷新・改善してゆこうとの意識的努力をしている企業も増えており、⁽⁵⁾従来のごとく企業の財務内容を必要最小限度に報告するものとの考えから脱却しようとする傾向が見られる。しかし、そうではない企業がまだまだ多数であることもまた否定できない事実である。

三

右のような、最近の営業報告書の改善に積極的な企業が現われている現象を考え合わせてか、営業報告書の記載事項を法定することに反対ないし消極的な意見⁽⁶⁾がみられる。その理由として、(1)企業自身が、それぞれの業種・業態・規模の大小にしたがって独創的かつ意欲的なものを創造してきたその芽を摘んでしまい、そのため個性を喪失した画一的なものになってしまふ恐れがある。あるいは(2)いかなる内容・事項を記載するかはその時代の要請にしたがって異なってくるものであり、その意味で法定することは柔軟性を失わせることになり適当ではないのではないか、というようなものである。第一のような理由であるが、そもそも何をもって独創的であるとい

うのかわからないが、おそらく従来各企業は、商法二八一条一項三号の定める正規の営業報告書の他に株主に会社の事業内容を報告するための事業報告書を作成しており、これを総会終了後に株主に送付することが慣行化している。そしてこの事業報告書も営業報告書と一般に呼んでいるが、これは会社のPRに関する記述がかなりの比重を占めているものである。それゆえ、これには各企業がその業種・業態・規模により特色が打ち出されていることは認められる。しかし、今、問題としているのは、要するに会社の利害関係者にその経営内容を開示し、もってそれらの一層の保護を図るものとしての商法二八一条にいう営業報告書なのであるから、このようなものがなぜ独創的・個人的でなければならぬのか理解に苦しむ。むしろ類型的であり画一的であることは当然といえよう。そうであってはならない論理必然性などどこにもない。業種・業態・規模によって具体的な記載内容が異なるというのであれば、これまた当然のことであって、法定したからといってそういう意味での違いがなくなつて同じようになるということはありえない。

今、企業の立場に立つて法定することのプラスマイナスを論ずるならば、かりに法定することによって反対論者が考えるよがうなマイナスがあるとしても、これまで法定されていなかったため、少なくとも良識ある企業はいかなることを記載したらよいのか判断に苦しんだこともあろうし迷ったこともある。とくに近時におけるごくいわゆる企業の社会的責任が問題とされていることを考えると、企業自身は、そのような観点から営業に関して重要と考えた事項を余さず網羅的に記載し、客観的にもそう認められるものであつても、まだ重要な事項を故意に記載しないではないかと憶測されることはありうるわけである。こういうことを考えると、法定することは、もともと意図的な努力をするつもりのない企業にとっては都合が悪くなるかも知れないが、そうではない企業にとっては有利であるといえるのではないかと思う。つぎに、二番目のような理由であるが、なるほど

記載事項を法定し限定してしまうと柔軟性を失わしめることは考えられなくはない。しかし、この点については、イギリス法のごとく、一定の記載事項を列挙した後で、「その他、株主が会社の業務状況の認識にとって重要な事項の詳細」という一項を設けることによってある程度防げるのではないかと考えられる（後述）。以上のような反対なしの消極意見のほか、後掲の法務省民事局参事官名義による照会文書中に列挙された記載事項のあるものについて不適當であると考えるところから法定に否定的な意見もある。記載内容如何によって反対であるということは当然ありえよう。

ところで、以下に営業報告書の記載事項を法定すべきであるとの理由ないし根拠を述べる。その理由の第一は、監査との関係においてである。すなわち、昭和四九年改正商法では資本金一億円以上の会社については監査役の監査報告書を定時総会の招集通知に添付することが義務づけられ（商二八三条、特例法一七条）、かつ監査報告事項も法定され監査役は営業報告書についてはその内容が「真実か否か」を監査し記載しなければならぬこととなった（商二八一条ノ三）。そうなると、監査実務からすれば、その記載内容について一定の基準を定めないと確かつ有効な監査が行われにくいことは十分考えられるわけである。こうした観点からも営業報告書の記載事項は法定するのが妥当であると同時に、従来は、単に営業の報告のみにとどまらず、会社の概要、株主総会、株式事項、商業登記および事業所の所在地を記載し、近時は会社によっては将来の見通しや経営方針などを記載しているものがあり、それなりに内容があるものといってもよいものが、監査が厳格になったことよって、これからは企業としてはその記述に当然慎重になり、法定の営業報告書にはほんのわずかなことだけを記載し、本来開示すべき重要なことはすべて総会後に送付する任意の営業報告書（いわゆる事業報告書）に記載することが一般化する可能性は強いと思われる。そうなると、ますます営業報告書はその本来の姿を失ってゆき、情報開示とい

う点からは全く無価値なものとなすことになる。しかし、それについて企業を責めることは筋違いといわざるをえず、法が記載事項を法定していない必然の結果として受けとめる以外はないだろう。

つぎに、理由の第二であるが、それは、企業とその利害関係者との関連においてである。改めて言まうでもなく、およそ企業が社会的実在であり、とくに現代のごとくその在り方如何が社会的にもきわめて重大な影響を及ぼすに至っているとき、在り体に言えば、いま企業が何をしておりこれから何をしようとしているのかは、直接の利害関係者ならずともこれを知りたいのは当り前である。逆に、企業側も不法違法をしていないかぎりその内容をいわゆる社会に対して知らしめる義務ないし責任は法的にせよ道義的にせよ一切ないとは考えていないはずである。企業も社会制度の一つであって、社会の構成要素であるかぎり、その存立が認められるかどうかは、その活動が社会の要請に合致しているかどうかにかかっており、社会的承認を得るものであってこそ、はじめて存在しうるものである。これと背離する現実があるとしても理念的にはそうでなければならぬ。もっとも、だからといって、何も私的企業制度や市場経済を全く否定したり、企業やその経営者が第一次的に責任を負うのはいわゆる社会であるというつもりはない。河本教授の言われるごとく、もともとこの企業の社会的責任という概念は、私的企業制度、市場経済を前提として成り立つものであり、⁽⁷⁾また企業が第一に責任を負わなければならないのは、実質的な所有者である株主であり会社債権者というようないわゆる従来の会社法の伝統的利益グループであることは否定できず、したがって、経営者はまず利潤の極大化を図って企業の存続発展に努力すべきである⁽⁸⁾。しかし、そのためには他を一切顧みず、いかなる犠牲があろうとも知ったことではないというような従来のごとき姿勢であってはならないのであって（もちろん企業全部がそうだったというのではない）、矢沢教授の指摘されるごとく、同時に公害防止や製品の管理といった消費者や一般公衆を保護するよう経営すべきなのである。も

つとはつきり言えば、そのような保護を十分図り実現したうえでなら、いくらでも利益を拡大したらいいということである。

このような考え方からすれば、営業報告書による会社情報の開示は、それによって誰を保護しようというのか、という議論が、とかく社会か株主かという二者択一の形で行われがちであるが、必ずしもそのようにしか考えられないものではなく、また現実的でもない(後述)。

いずれにしても、これまでのごとく、企業と社会とを対峙して考えるならば、企業の永続的發展はおぼつかないといつてよい。したがって企業がその活動を社会的に承認され、存立するためには、可能な限りその内容を社会にも知らしめ、その目標や活動について絶えず建設的な批判を受け、それによって企業の経営姿勢を修正してゆかねばならない。それは、資本を提供している株主に対してその受任者としての責任あるいは今後社会に対して資本の提供を求める者としての責任である。

こうした形で、いわば社会のチェック・アンド・バランスを前向きに受けとることによって社会的責任を果す⁽⁹⁾には、その材料である企業経営についての情報を積極的に開示してゆかなければならないのである。この開示、いわゆるディスクロジャーということが企業経営の病理を断つには最も効果的であることは一般に言われているところであり、後述するように、今回のイギリス会社法の改正に関する政府の基本的構想を示した報告書⁽¹⁰⁾(一九七三年七月に通産大臣が議会で提出)においても、「競争の原理に立脚する企業制度が成功すべきだとするなら、それは公開されかつ誠実性に基礎づけられなければならない。さもなくば、公衆の信頼を失い、失敗に帰するであろう……」⁽¹¹⁾と述べられており、また「情報の開示は、自由・公正な経済体制の機能の本質的な一部である。明らかに、たとえば、競争的な状況において機密を保持する必要から課されるようないくつかの制度はある。しか

し、秘密を守る者に立証責任を課すことで比重は常に開示の方向にかけられていなければならない。多くの人は、実際に生じたことを知ることができるようになればなるほど、おそらく一般に疑われるようなことを隠そうとしなくなり、また不当な行為あるいは犯罪行為さえも隠蔽しようとする機会が減るのである。会社業務の公開は、責任ある行動を保証する際の第一の原則である。⁽¹²⁾ そしてまた「……情報の開示こそ、公正な取引のための最良の保証であり、また疑惑に対する最善の解決手段である……」⁽¹³⁾とも述べられている。

もつとも、龍田教授によれば、このようないわゆるディスクロージャーが、不正な企業活動の最善の規制手段ではないと指摘される。⁽¹⁴⁾ たしかにある行為が望ましくなければ法律で命令し、あるいは禁止するというように、直接的な行為規制が効果的であることは否定しないが、しかしそのような直接的な規制をしても開示というものが裏付けにならなければ実質的な効果はないわけであり、相対的な問題なのであるが、有効な手段であることは間違いない。⁽¹⁵⁾

右のごとく、企業情報の開示という場合、法律で一定の事項の開示を強制することと企業が任意にある事項を開示するのは、さわめて大きな相違があると言わなければならない。神崎教授が指摘されるごとく、営業報告書の改善を考えるときも、この点は重要であり、法が要求する場合には企業としては公開したくないことであっても公開を要求され、逆に公開したいことでも公開が許されないということになる。これに反し、任意の場合にはそういういったことはない。しかし、そのかわり、その開示された情報が真実かどうかの保証の度合いは薄れよう(そういう意味で前述のようなPR用の小冊子を営業報告書と称して株主等に送付する慣行は止めた方がよい)。ともかく開示ということが、法によるにせよ社会経済界の一般的な要請によるにせよ、強制されてはじめて意味をもつものであって、意図的に隠してしまおうと思えば隠蔽することができたり、あるいは当事者の良識や誠実性に期待

するといふのではほとんど機能しない性格のものである。⁽¹⁶⁾ このことはつきに述べるイギリス法の沿革をみてもうなずける。

四

イギリス会社法においてわが国営業報告書と類似の制度である取締役報告書は、後述するように一九六七年改正法においてはじめてその記載事項が詳細に法定されたが、それまでは法上の制度とはなっていないも、現実にはほとんどその機能を果していなかったといわれ、この間の事情はジェンキンス報告書 (Report of the Company Law Committee Comnd. 1962) —略称 Jenkins Report) に詳しい。⁽¹⁷⁾ すなわち、ジェンキンス卿を委員長とする会社法改正委員会では、出席を要請した参考人から、株主は取締役報告書からは会社の営業活動についての詳細な情報をなんら得ることはできないという意見が述べられた。その理由は、第一に、一九四八年法の下では大半の会社がその営業活動についての情報を取締役報告書よりもむしろ議長説明書 (chairman's statement) に記載するのが慣行となつてきており、取締役報告書が形式化したためである。ここにいう議長説明書とは業務執行取締役 (managing director) およびそのスタッフの協力を得て秘書役 (secretary) によつて作成されるもので、議長が年次総会で貸借対照表項目について説明しました生産・販売など具体的な事業活動および会社の将来について報告する基礎となるものである。

このように取締役報告書が形式化した理由は、主法である一九四八年法 (The Companies Act 1948) 第一五七条二項に「取締役の判断で会社またはその従属会社の営業に支障を来たさない限り」株主にその営業活動についての情報を与えうるといふ規定があつたためであり、取締役報告書にいかなる事項を記載するかは、結局、取締役

の裁量に委ねられていたので、これを巧みに利用して十分な情報を与えなかったことにある。そのため、実際の取締役報告書には、配当金または積立金として株主総会に提案する金額、その他若干の事項を記載するだけの形式的な書類にすぎない傾向にあったことなどが指摘された。ガワー教授も、このような改正前の取締役報告書について「形式的かつ無味乾燥な ("formal and colourless")」と評している。⁽¹⁸⁾

そこで、ジェンキンス委員会では、このような取締役報告書の実情について検討を重ね、つぎのような報告を行っている。まず、イギリスの会社企業の間では会社がその営業活動についての詳細な情報を取締役報告書よりむしろ議長説明書に記載することが慣行となってきたことについて、これを非難するならば正当な理由は見当らな慣行である。したがって、この場合、むしろ会社法こそがこのような慣行を認識し、適正に対処すべきであるという見解に達し、つぎのように勧告した。すなわち、現に会社法の規定にしたがって取締役報告書に記載することが要求されている会社の営業活動についての情報を議長説明書もしくはその他の書類に記載することは認められてよい。ただし、その場合にはつぎのいずれかの条件に従わなければならない、とする。(1)すべての取締役は議長説明書もしくは他の書類に記載された事項が正確であるか否かについて責任を負うこと、(2)これらの事項を記載した議長説明書もしくは他の書類を貸借対照表とともに配布しかつ年次報告書に添付すべきこと、(3)現に会社法によって計算書類に記載することが要求されている情報を議長説明書もしくは他の書類（取締役報告書を除いて）にだけ記載することは許されないが、取締役報告書とともに記載することは許される、ことなどである。

これらは、いずれも一定の事項を取締役報告書に代えて議長説明書もしくは他の書類に記載することになった場合に生ずる危険と混乱に対する配慮であろう。しかも、上記条件のうちでジェンキンス委員会は、とくに(3)の

条件を示唆した。その理由は、取締役報告書を除く他の書類は、法定の書類ではなく会計監査報告書の範囲外にあるからである。換言すれば、計算書類を作成するためにも必要な情報を会計監査役の監査が及ばない議長説明書などの書類のみに記載するのを許容することは望ましくないと判断したためである。

一九六七年改正法は、このようなジェンキンス委員会の勧告をも考慮し、記載書類については、結局、取締役報告書に決定した。これはおそらく取締役報告書以外の書類に記載することにした場合には、法定の書類でないため、かえって取締役の責任、会計監査などに関して多くの困難な問題が生ずるのを回避するためであろうし、またそれによって取締役報告書に本来の機能の回復を期待したがためであろう。そして記載事項についても、ジェンキンス委員会の勧告した多くの新たな事項をほとんどそのまま採用して規定した。

このように、イギリスにおいては、法定外の他の書類に記載しても差し支えないとしていたこともさることながら、結局、一九六七年改正法以前においては、取締役報告書に営業活動についての情報を記載することとされていたにすぎず、いかなる事項を記載するかは具体的に法定されていなかったため、この書類が株主にとってなんら会社の営業活動の情報を得ることができない、その意味ではほとんど無価値なものたらしめていたわけである。記載事項を法定したことが結果として立法的に成功したことは、今回一九七三年の会社法改正委員会報告書においてなんらの否定的な問題点も指摘されておらず、そののみか、議会に提出された法案では情報の開示をより強化することを基調としてさらに記載事項を追加していることからもうかがわれる。

以上、イギリス会社法のこの問題に関する沿革も示唆しているごとく、わが国営業報告書の記載事項は、これを法定する必要があるものと考ええる。

五

つぎに、イギリス会社法上の取締役報告書およびその記載事項を具体的に述べる。

一九六七年改正法 (The Companies Act 1967) 第一五条および主法 (Principal Act—一九四八年法) 第一五七条一項によると、「取締役報告書とは、株主総会の開催に先立って作成すべき貸借対照表に添付される書類」であると定義づけられている。そして取締役にその作成義務が課され、会計監査役の監査を受けたうえで貸借対照表に添付されて株主総会に提出される。この取締役報告書が貸借対照表に添付される書類であるのに対し、わが国の営業報告書が貸借対照表、損益計算書などとともにいわゆる計算書類とされている点、営業報告書が会社の事業活動の概要を記載するにとどまるのに比し、取締役報告書の場合は記載事項が具体的、個別的に法定されていてかつ広範囲に及んでいる点で若干異なっているが、実質的な機能の面ではほぼ同じであるといつてよい。

ところで、取締役報告書の記載事項はつぎのとおりである(一九六七年法一六条一項ないし一九条)。なお各記載事項の具体的な内容については後に述べる。

- ① 会社およびその従属会社の主たる営業活動の性質
- ② 会社の取締役の氏名
- ③ 会社およびその従属会社の行う異なる種類の事業間の売上高および収益
- ④ 会社およびその従属会社の固定資産についての重要な変更、それら資産の評価およびその価額についての重要な変更
- ⑤ 会社またはその従属会社のいずれかによって締結された重要な契約およびそれについて有する取締役の利

益

- ⑥ 会社またはその従属会社の株式もしくは社債の発行
- ⑦ 会社またはその関係会社の株式もしくは社債について有する取締役の利益
- ⑧ 会社あるいは他の会社の株式もしくは社債を取得することにより利益を得る目的を有する取締役の協約
- ⑨ 従業員の数およびそれに支払った総報酬額
- ⑩ 会社のなした政治献金ならびに慈善寄附金
- ⑪ 輸出

以上の各記載事項について、そのもつ意義を述べると、①と②は、いわゆる一般的事項であり、これは一営業年度における会社の主要な営業活動状況を明らかにし、かつそれを遂行した取締役の氏名を知らしめることにあるといえる。③は、会社が異なる二種類以上の営業を行なっている場合にいずれの種類の営業が好成績を上げ発展しているかを比較的に損益の観点から理解せしめるものである。④は、説明の必要はないであろう。⑤、⑦および⑧の三項目は、取締役の地位に関連する特殊性を有している。まず、⑤は、取締役が会社と第三者間の契約にかなる利益を有するかを開示せしめることで、会社が得べき利益を犠牲にして取締役が個人的利益を図りあるいは図ろうとしているかを明らかにする。⑦は、会社と親子関係等にある会社の株式もしくは社債に有する取締役の利益を開示せしめることによって、通常、取締役が会社の内部情報 (inside information) を最もよく知ることができる地位にあるため、それを利用して他の者の犠牲において多大な個人的利益を得ることを防止しようとするにある。⑧も⑦と同様の趣旨にたものである。⑥は、通常、会社が株式を発行するときは、会社の資本的規模の拡大と発展を意味し、社債の発行は会社の財政的困難を意味するところから、したがって会社が両者のい

れの状態にあるか、またその発行状況を知らしめることを意図する。⑨の従業員に関する項目は、従業員に対し支払われた報酬額が妥当であるか否かを判定する材料を提供せしめるものと考えることができる。⑩の政治献金および慈善的寄附の開示は、株主に配当されるべき利益が政治または慈善目的のためにどのように使用されたかを知らしめることであろう。⑪の輸出に関する項目は、輸出振興の効果を期待するものといわれている。

なお、罰則、謄本交付請求権についても一九六七年法第二三、二四条にそれぞれ規定されている。

六

つぎに、今回の一九七四年会社法改正法案において取締役報告書に関し改正しようとした点を述べる。周知のごとく、この法案はその作成後、労働党内閣へと政権が交代したため議会への提出は行われず、結局、成立しなかったが、法案の基本的構想には変更を加えられないものとみられている⁽¹⁹⁾ので、その意味でこれを考察しておくことは意義があるものと思われるからである。

ところで、前に述べたように、一九六七年法は、ジェンキンス卿を委員長とする委員会が主法である一九四八年法について改正すべき点を検討し、その委員会の提出した報告書中の勧告を受けて作成・成立したものである。しかし、この改正は、イギリスが長い歴史を有する会社法について約二〇年ごとに大規模な改正を行ってきた従来の慣行からすれば、例外的なもので、緊急を要するものの一部についてのみなされた比較的小規模なものであった。そのため、改正に関する事業は、その後も継続され、通商産業省は、広範囲の代表的諸団体に対し、会社法の再検討に際して網羅された主要事項について意見を求めるなどして、ついに一九七三年七月に会社法改正法についての基本的構想を明らかにした報告書を、通産大臣が議会に送り、つぎの会期に新たな会社法改正法案を

提出することを約した。この報告書は、「序言」、「第一部 会社法案」および「第二部 より広範な考察」の三部から成っている。そして、その「序言」において新法案提出の理由をつぎのように述べている。すなわち、(一)一九六七年会社法において法文化されなかったジェンキンス委員会の勧告の多くは、いまなお妥当なものでありかつ重要なものであること、(二)会社の経営に関する不正行為を防止する手段として、経営に関する情報の完全な開示の必要性に対する認識が増大してきたこと、(三)商事犯罪および不正行為を摘発し、また処置するための仕組が、多くの点で不適當であることが判明したこと、(四)会社に関する既存の分類を今日の諸要求に適合させる必要があること、(五)会社の従業員に対するだけでなく、社会一般に対する責任の問題が、公的な議論において社会の注目を引くに至ったこと、そして制定法によってこれらをどの程度まで考慮することが望ましくかつ実現可能であるかを考える必要があること等をあげている。

右のごとく、開示を強化徹底せしめようとの観点から、公募会社および大規模な私会社に関しては取締役報告書において、つぎのような事項を記載せしめ開示させようとしている。すなわち、取締役は、

- ① 会社従業員の安全と健康に関して会社がなにを行なったか、その実行したこと
- ② 消費者による苦情の数およびその処理状況はどうであったか
- ③ 産業渉外事務の管理についてはどうであったか

また、取締役は各自の任用契約、その他の利益、取締役が会社の株式に関して有する取引関係および取締役が重要な利害関係を有する当該会社ならびに他の会社による取引について一定の事項を記載するよう要求されるべきであろう、とする。そして、こうした事項はすでに公的に利用できる関係書類に記載すべきことが要求されているが、しかしそれはそうした書類を調査しに行くことができるものにとっては有用であろうが、そうでない者に

とっては有用ではなく、したがってこれらの情報は、むしろ取締役報告書に記載されるのが望ましいとしている。さらには、前年度以降の重要な原料の取得、財産の換価処分および契約の詳細を、現状以上に完全に開示するよう取締役に要求することも望ましいかもしれない、と述べている。

これに対し、小規模な私会社に関しては、これには一般公衆による投資という要素がなく、また公衆の利益も同程度にはともなわないからこの種の会社にとっては開示の負担も一層大きくなり商業上の危険も増大するから、大規模会社と同一水準の開示を行わせることは適当ではないとしている。この点では、わが国の営業報告書についても同様のことが考えられ、参考となる。

ところで、右のような報告書を受けて一九七四年イギリス会社法改正法案⁽²⁰⁾が作成された。その構成についての詳細は省略するが、第一部の会社の分類と能力にはじまって第一〇部の雑則及び補則(全一四条)から成っており、その後に付表1から11がきている。そして、取締役報告書については、第四部の六九条(計算書類、取締役報告書、会計監査報告書及び年次報告書の記載事項)において、そしてまた付表1(取締役報告書の記載事項)において規定されている。その内容として特徴的なのは、なんといっても取締役報告書を含めて計算書類および他の報告書など情報開示を目的とするものに関して所管大臣に大幅な権限を与えようとしていることである。すなわち、所管大臣に行政規則により作成する規則に基づいて現行法およびこの法案で記載すべきものとして列挙している以外のものでも、それらと関係あるものは記載せしめることができ、逆に、その開示が国家の利益に反しあるいは制定法の禁止に違反しまたは会社の業務に重大な害を及ぼすような情報、訴訟手続を提起し遂行しあるいは抗弁する目的のために会社がえた情報などを記載から外す権限を与えようとしていることである。また、所管大臣は規則に基づいてならば、会社の取締役・役員または従業員に対してそれら自身に関する情報を会社に提供させることができ

きるとしている。この点で注目されるのは、過去の取締役や役員ならびに従業員に対してもできるとしていることである。たしかに、場合によっては現取締役、役員および従業員のみなならず、かつてそのような地位にあった者に対しその地位にあった当時に知りえた情報あるいは果たした役割を後になって開示させる必要が生ずることもありえようから、その意味ではこのような法規整がなされればこれは有意義であろうと思われる。

なお、政治または慈善目的の寄附金について、その限度額を引き上げることでもできる権限を与えようとしている。

以上、要するに改正法案は、所管大臣に取締役報告書に関して大幅な権限を与え、規則によってその記載事項の追加削除その他変更を必要に応じて弾力的に行うことができるようにしようとしていることである。この点、わが国営業報告書の記載事項についても、考慮されてよいであろう(後述)。

さて、つぎに取締役報告書の記載事項として新たに追加されようとしたものであるが、これについては報告書において勧告していた事項がほぼそのまま採り入れられ、付表1(取締役報告書の内容)においてより具体的に規定されている。すなわち、一九六七年法において法定された前記①から⑩について、

⑫ 会社およびその従属会社と従業員間の関係の処理管理、会社およびその従属会社の人事ならびに雇用政策、会社およびその従属会社の従業員の安全ならびに健康の保護のために実行したこと

⑬ 公衆の安全ならびに健康の保護のために実行したこと

⑭ 会社およびその従属会社が、一九六三年度量衡法、一九六八年および一九七二年取引銘柄法、一九七三年公正取引法ならびに競争の促進または消費者の保護を目的としたその他の諸要求にしたがったか否かということ

の三項目であり、いわゆるわが国においては社会的責任項目といわれるものである。

七

さて、実際に営業報告書の記載事項を法定することにした場合、そのつぎには具体的にいかなる事項を記載事項とするかということが問題となる。営業報告書である以上、そこに記載すべき事項は、ある程度のもものは自明のものとして当然でてくるということは一応考えられる。しかし、これまでの議論や意見あるいは諸外国の立法例の中であげられているものをみると、何が自明のものとして当然に記載すべきであり何がそうではないのか、必ずしもその判定は容易ではない。しかし、だからといって記載しておけば何かの役に立つだろうということ、考えられるものは何でも記載するということではまずい。そこで、この問題を視点を變えて考えてみれば、営業報告書というものに、果して何人を保護する役割を担荷させるかということではないかと思われる。前にも述べたように株主か一般公衆かという二者択一的な把え方は妥当ではなく、またその実益もないわけであるから、結局、これからの営業報告書というものは、株主会社債権者というような従来の会社法の伝統的利益グループをこれまでよりもさらに保護するという本来の機能を發揮し、その効果が同時に労働者や消費者はもとより公害による賠償請求権を持つようないわば潜在的債権者あるいは一般投資者などの保護作用を生ぜしめ、いわゆる社会的責任をも果すことができれば、それが最も望ましい姿であるということであろう。したがって、営業報告書はそういうものとして構想すべきであり、記載事項もそのような観点から決定するのが妥当である。そうなること、これまでも議論がなされているように附属明細書や有価証券報告書の記載事項なども一応洗い直してみる必要があり、それと同時にそうした他の制度の在り方あるいはそれらとの調整といったことも併せて検討しておく

なければならぬ。つぎにそれらについて述べる。

まず、附属明細書についてであるが、附属明細書は一般に貸借対照表および損益計算書の内容を補足するものと解されており、それら以外の計算書類である営業報告書、損益処分案などともに毎決算期に作成され、監査役の監査を受けるものとされている(商二八一一条一項)。証券取引法に基づく財務諸表規則(昭和四九年大蔵省令第五四号六章)により作成する財務諸表附属明細表が一般投資家のためのものであるのに反し、この附属明細書は株主に對し会計内容を開示するためのものである。

ところで、この附属明細書の記載事項については、従来は商法で規定していた(旧商二九三条ノ五第二項)が、商法中改正法律施行法第四九条の改正により貸借対照表および損益計算書の附属明細書の記載方法は法務省令で定めることとされた。そこで、新規則第四五条では旧商法二九三条ノ五の記載事項を整備して、

- ① 資本金および準備金の増減
- ② 固定資産の取得および処分の明細
- ③ 支配株主(会社の発行済株式総数の二分の一を超える株式を有する者および商法二七四条ノ三第二項の規定により親会社となる会社)および子会社(商法二七四条ノ三第一項および第二項の子会社)に對する債権
- ④ 子会社の株式または持分の明細
- ⑤ 資産につき設定している担保権の明細
- ⑥ 取締役、監査役または支配株主との間の取引の明細
- ⑦ 取締役を支払った報酬の額と監査役に支払った報酬の額とは分けて記載すること

⑧ 商法二八七条ノ二に規定する引当金を計上するときは、その引当金によって備えるべき特定の支出または損失が生ずると認められる理由および当期に計上する額の算定の方法を記載することとされたのである。

これら附属明細書の記載事項をみると、①、②、④、⑤および⑥は、後掲法務省民事局参事官名義の照会文書中の営業報告書の記載事項として例示されたものと同じかもしくはほぼ同じ内容を含むものである。もちろん、右照会文書中の記載事項は例示として掲げられているもので、これが実際の立法に際してそのまま営業報告書の記載事項とされるわけではないが、少くともこれら附属明細書の記載事項となっているもののどれも営業報告書の記載事項とされないとは考えられず、私も、①、②、⑤および⑥は、項目として四つのままかあるいは②と⑤をまとめて一項目とするかは別として、これらはやはり営業報告書の記載事項とすべきものと考ええる。

ところで、このように、両者が重複している点を把えて、やや乱暴だとは思いますが、照会文書中の例示記載事項の重複する以外のものも附属明細書の記載事項とすれば足りるという考えもあるようだが、これには賛成しがた⁽²¹⁾い。というのは、重複するもの以外の事項でも、それらの中には附属明細書の記載事項とすることは不適當であると思われるものがあり、かりにそのことを問わないにしても、附属明細書が本店に備え置いて閲覧に供するだけであって、営業報告書のように株主に対し直接送付されるものではないという点で賛成できないのである。やはり利害関係者の保護のために会社情報の開示を強化するるのであれば、それはわざわざ見に行かなければわからないような附属明細書ではなく、直接送付される営業報告書に記載すべきである。

ところで、右とは全く逆の考えもでてくる。すなわち、附属明細書の記載事項とされているものを営業報告書に記載することにすれば附属明細書は不要になるのではないか、ということである。一応考えられなくはないが、

それはあくまでも附属明細書の記載事項をすべて営業報告書に記載するとした場合であって、どう考えても附属明細書の⑧などは営業報告書の記載事項としては不相当ではないだろうか。かりにそれを認めるとすれば、営業報告書は他の事項を記載するとしても附属明細書としての性格を相当程度帯びることになり、営業報告書の基本的な性格を失わせることになる。さらに問題なのは、営業報告書が通常の記事でもって書かれるところに特色を有するものであるところ、貸借対照表や損益計算書の内容を補足する附属明細書の機能も果すことになれば、数字が大部分を占めることになって、その特色を失わしめ、ひいては営業報告書の価値を半減させることになることは否定できない。そういう意味でやはりこのような考えも採りえない。

したがって、結論をいえば、両者の記載事項が重複することがあっても差し支えないが、あえて重複させる必要はないから、附属明細書の記載事項のうち前に掲げたようなものは営業報告書に移すのが適当と考える。

つぎに、有価証券報告書の記載事項をみよう。そのまえに、あらかじめ有価証券報告書の制度を述べておくと、有価証券報告書とは事業年度ごとに企業の事業内容、財務内容を開示して、有価証券の公正円滑な流通と投資者保護に資するため大蔵大臣に提出することを義務づけられている報告書（証券法一四、二四条など）であって、流通市場における企業内容開示制度の中心をなしている。これの作成、提出に関しては、昭和四九年改正商法が施行されたことに伴う大幅な改正はなく、提出期限は従来どおり事業年度経過後三月以内であるが、会社の決算手続が変わったため、これまでは有価証券報告書と営業報告書の作成時期がかなりずれていたものが、ほとんど同じになった。そのため、従来は有価証券報告書が企業内容の開示に重点を置いたやや詳細な専門的分析のための資料として営業報告書より一箇月遅れて公表され、他方、営業報告書は一箇月前に株主総会に提出され、株主向けの簡略ではあるが速報としての意義を持っていて、いわば両者に一種の機能的分化が行われていたものが、相互にその

特色ないし機能を減殺せしめることになった。そこで、営業報告書も株主、会社債権者のみならず投資者をはじめ一般公衆向けのいわば有価証券報告書の要約版としての役割を担荷させてはどうかという意見がでている。これは、まさにいままで述べてきた営業報告書の向うべき方向と軸を同じくするものであり、賛成である。

このような視点から有価証券報告書の記載事項をみると、営業報告書に取り入れるべき事項がある。つぎに、記載事項をあげよう。

- ① 有価証券報告書の写しを縦覧に供する場所
- ② 資本金の推移
- ③ 株式の状況
- ④ 一株当り配当の推移
- ⑤ 株価及び株式売買高の推移
- ⑥ 役員の略歴及び所有株式
- ⑦ 従業員の状況
- ⑧ 経営上の重要な契約
- ⑨ 営業の状況
- ⑩ 設備の状況
- ⑪ 経理の状況

これらのうち②、③、⑥の後半、および⑨（具体的には、生産能力、受注状況と生産計画）あるいは⑩も営業報告書に取り入れるべきものとして考えられる。

なお、有価証券報告書自体の改善の問題ではあるが、矢沢教授により、附属明細書の記載事項のうち⑦（取締役、監査役の報酬）などは、有価証券報告書にも記載するのが望ましいとの示唆がなされている。⁽²³⁾ たしかにこれらの者の報酬の額が企業の財務面に大きく響くような場合は少ないかも知れないが、開示させることによって不当な報酬額も妥当な額にとどめるようになるであろうからその意義は少なくないであろう。

八

つぎに、記載事項としていかなるものを定めるべきかに論をすすめよう。この場合、法務省民事局参事官室名義の照会文書中に九つの項目が例示されているので、便宜上それらを通して検討してゆくことにしたい。

① 重要な財産の得喪変更に関する事項

これには、附属明細書に記載すべき事項のうち②（固定資産の取得および処分⁽²⁴⁾の明細）および⑤（資産につき設定している担保権の明細）が相当し、イギリス会社法上の取締役報告書記載事項では④がこれにあたろう。固定資産にかぎらず、およそ重要な財産の得喪変更、いいかえれば増減は会社の資産的基礎の強弱如何を意味するものといつてよく、株主、会社債権者にとってはきわめて大きな利害があることは言うまでもなく、一般投資家にとつても投資の一つの判断材料となるものであるから、記載事項とすべきである。この場合、直接的には財産の得喪ではないが、重要な資産について担保権が設定されていれば、それもこの項目に含めて記載することとしてもよいのではないかと思う。重要な資産がどの程度担保に供されているかは、とりも直さずどれだけ債務があるかを意味するわけであるから、やはり重要である。別項目とするならばそれでも差し支えないだろう。問題は、重要な財産とほどのようなものをいうかであるが、これを一般的に言うことは難かしい。取締役報告書中の記載事項でも、こ

れと同様のことが問題となっており、パーマー教授もこれを定義しようと試みているが、要するにはっきりと言
うことはできないわけである。結局、これは各企業の総資産に占める割合によって決する以外にないであろう。
そのほか会社の規模ないし業種なども考慮することが考えられる。

いずれにせよ、この項目の具体的内容としては、取得もしくは喪失(通常は売却であろうが)した重要な財産の種
類、その価額、相手方およびその理由(たとえば、どうゆう理由で売却したのか、あるいは工場建物が喪失した場合それ
が火災によるのか地震によるのかなど)があげられる。そして、重要な資産についての担保権設定状況についても同
じように、担保資産の種類、その評価額および担保権者の氏名などを記載すべきものとするのが適当である。

② 株式、社債の発行等に関する事項

取締役報告書の記載事項で前述したように、通常、会社が株式を発行するときは、会社の資本的規模の拡大を
意味し、社債の発行は財政的困難を意味するところから、会社がそのいずれの状態にあるかを知らしめるものと
して重要な意義をもつ。これについては、イギリス会社法は、具体的な内容として、「一営業年度に会社が株式
を発行したときは、その発行を決定した理由・発行株式の種類・およびそれに対し会社が受け取った対価を記
載すること」としており、「社債が発行されていれば、それについても同様の事項を記載すること」としている
(一九六七年法一六条一項a号)。参考とすべきは、「とくに発行を決定した理由」も記載させている点であり、こ
れは大きな意義を持つものと思われる。記載の仕方としてはイギリス法のごとくするのが適当であると考える。

③ 自己株式等に関する事項

株式の保有について開示させるならば、むしろ主要株主(たとえば発行済株式の一〇分の一以上を有する株主)の異
動とか会社の他の会社の株式の保有状況ないし相互保有関係の有無ならびに概略あるいは役員の当該会社および

その従属会社の株式社債の取得売却ならびにそれにかかわる利益、といったものの方が適切であろう。

この点、イギリス会社法（一九六七年法）は、第一六条一項d号において、「一営業年度末に取締役がその会社あるいは他の会社の株式もしくは社債を取得することによって利益を得る目的を有する協約（arrangement）があるとき、あるいは会社がその営業年度中に存する当該協約の一方の当事者であるときは、その営業年度中に会社の取締役でありかつ当該協約に基づいて取得した株式もしくは社債を保有した者もしくはその名義人の氏名を示し、協約の趣旨も記載しなければならない」とし、さらに同七号において、「一営業年度末に取締役である者が、会社またはその従属会社もしくは支配会社（holding company）またはその支配会社の従属会社である会社の株式もしくは社債に利害関係を有していたときは、当該取締役はその時点と営業年度初めにおける自己の利益を記載すべきこと…」を規定している。

これも、前に取締役報告書記載事項の意義を説明したところでも述べたように、会社役員は、通常、会社の内部情報を最もよく知りうる地位にあるため、その地位を利用して他の者の犠牲において株式や社債を取得しあるいは保有するそれらを売却することにより多大な個人的利益を得るおそれがあるわけ⁽²⁵⁾で、したがって株主が自己の信任した取締役がよく忠実義務を尽しているかどうか、尽していないとすれば責任を問うための資料を株主に提供するものとして、イギリス会社法の立法はすぐれている。わが国においても、かかる観点より、同様の法規を整えすべきであり、取締役のみならず顧問あるいは相談役なども含めて「役員⁽²⁶⁾の会社およびその従属会社の株式・社債の重要な取得、売却ならびにその理由、およびそれにかかわる利害関係」を記載すべきであると考える。

右の事項を記載事項とする場合、株式または社債を取得しあるいは保有する者が役員自身であるとは限らず、その名義人ということもあるため、そのことを考慮してイギリス法は「その名義人の氏名」を示すことを要求し

ている。すなわち、具体的にはさらに詳細に別条で、その取締役の指揮または指図にしたがう者を含むとともにその配偶者および未成年の子の利益もその取締役の利益として取扱うという規定(同法二七、三一条)を設けて、法規整の潜脱を図ることを防止している。⁽²⁶⁾ わが国の立法に際しても、株式の取得あるいは保有について同様の規整を考慮すべきであろう。

④ 子会社等に関する事項

子会社等に関するものとしては、附属明細書中の③(支配会社および子会社に対する債権)および④(子会社の株式または持分)などが考えられるが、利害関係者に各支配株主(親会社)および子会社に対する債権を明らかにするとすれば、どれだけの債権があるということも重要であろうが、それとともに無利息で金銭を貸付けているかどうかというような条件等を記載させることも同様に重要であろう。また株式や持分についても、どれだけ保有しているかよりも、むしろ支配従属の関係にある会社間においては、その保有数が極端に増減することはある意味では非常に特殊な事態が起ったことを物語るもので、利害関係者にとっては、こちらの情報の方がより重要であると思われる。そういう意味で、過年度との比較において支配、従属会社の株式や持分の過半数の移動およびその理由を記載事項とすべきである。その場合、支配会社または従属会社の名も示すこととする。

⑤ 役員報酬に関する事項

これも記載事項とすべきである。項目としては、計算書類規則四五条二項のように「取締役に支払った報酬の額及び監査役に支払った報酬」ということになるが、具体的には、いわゆる報酬に退職慰労金が含まれているか否か、利益処分による役員賞与を含んでいるかどうか、またその報酬総額(取締役と監査役とは別々であるが)が、定款もしくは株主総会において決められている枠内であるかどうか、ということを確認に定めるのがよからう。

それから、現実にはいわゆる使用人兼務役員がいるのであるが、使用人給与相当額を含めて記載させるかどうか、学説の分れているところなので、この点も配慮すべき点である。

なお、多数の役員がいる会社の場合、各役員について右のようなことを個別に記載することは煩雑であり、内容に数字が多くでてくるのも見る者にとってはわかりにくい。したがって、会長および社長ならびにこれらより高額の報酬を受けている者については個別的に、他は概括的に記載させるのが適当であろう。

⑥ 役員、支配株主等と会社との利害に関する事項

これも、③において述べたような観点からしてきわめて重要であり、記載事項とすべきである。利害関係が生ずるものとしては、取引その他契約であろうが、この場合、役員、支配株主と会社間の取引や契約のみならず、法の潜脱を防止するために会社と第三者との取引ないし契約に直接間接に有する取締役の利害関係も開示されるべきである。この点、イギリス法は、「一営業年度末に会社と第三者の間に契約が存し、その契約に当該会社の取締役が営業年度を通じて直接たると間接たるとを問わずなんらかの利害関係を有しまたは有していたとき、あるいは当該営業年度中に存する(イ)そのような契約が会社の営業に関して重要でありかつ取締役に重要な利害関係があるときは、その契約が現に存在していた事実、(ロ)契約当事者(会社以外の)の氏名、(ハ)取締役の氏名、(ニ)契約の性質、(ホ)当該契約に有するその取締役の利益、を記載すべきこと」と規定している(同C号)。わが国の場合もこのような形で開示させるのが適当ではないだろうか。

なお、①のところの問題になったことであるが、その取引や契約あるいは取締役の利害関係も、会社の営業に関して重要なものに限るのがよいであろう。

⑦ 従業員の人数、給与総額等に関する事項

これについては、イギリス法は、第一八条において、「(一)会社(従属会社を有しているときはその会社と従属会社)が、平均一〇〇人以上の従業員を雇用しているときは、個別に開示すること、(二)従業員の平均数を確認するには、一営業年度の週の数で各週(その週を通じて雇用されているかどうかを問わず)において会社またはその従属会社と締結した労務提供契約に基づき雇用された者の数を割って、一年間を通じて雇用された者の平均数を算出すること、(三)上記(二)のようにして得られた平均数が一〇〇人以上であるときは、その平均数および雇用平均数を確認するとき各週で雇用されたとされる者に対し当該営業年度に支払われもしくは支払われるべき総報酬額を記載すること、(四)その総報酬額には、契約に基づいて支払われるものであると否とにかかわらず、賞与を含むが現金以外で給付されたものの金銭評価額は含まない」と規定しており、かなり詳細である。

また、有価証券報告書にも前述のように従業員の状況が記載されることになっているが、この場合は、平均給与月額、臨時従業員、人員の著しい増減などが示されるようで、平均給与月額の算定基準については、たとえば「平均給与月額は税込金額であり、賞与その他臨時給与は含めていない」というように、賞与を含めているかどうかが、基準内給与のみか基準外給与も含めているかどうかなどを示し、また全従業員の一〇%程度以上の場合が、「臨時従業員が相当数以上ある場合」および「人員に著しい増減があった場合」として(取扱通達五―一〇)それらが記載されているようである。それから従業員数の雇用政策も記載すべきものとするのが望ましい。いずれにしても、従業員の数・給与および雇用政策等は開示すべき情報として重要であるから、右のような例を参考として定めるのが適当であろう。

⑧ 公害の防止、消費者の保護その他社会との関係において生じた問題、それに対し講じた措置に関する事項
具体的な法規整の点ではもっとも難かしいものであるが、企業の社会的責任という観点からはきわめて重要な

事項である。その内容をもう少し具体的に考えてみると、たとえば、公害防止に関する設備投資等に対する支出のほか公害の内容、処理状況、消費者保護については、製品の品質、安全性に関する情報のほか、消費者からの苦情、その処理状況（これは裏返せば前記イギリス会社法改正法案のところ掲げた⑬および⑭に該当しよう）等をあげることができる。それから、従業員の安全ならびに健康の保護のために実行したことなども、前⑦の従業員に関する項目へ入れてもよいが、むしろその内容が同じである点からしてこの項目に入れるのが適当であろう。

問題は、これら内容をどのようにならばどの程度まで記載すべきかを定めることである。これら法規整のきわめて難かしい事項に限っては、会社の自主的な判断に委ね一般に公正妥当と認められる慣行の確立に待つ以外にはないかも知れないが、あらかじめモデルを示すことも一つの方法として考えられないではない。

⑨ 重要な寄附に関する事項

寄附のうちには、当然政治献金も含まれると思われるが、この問題はイギリスにおいても議論のあったところで、とくに特定の政治目的、たとえば会社の営業活動に重大な影響をおよぼす法案やこれを停止せしめる可能性のある法案に反対するための政党献金などは果して禁止すべきか否かはにわかに速断しえないとしてジェンキンズ委員会は勧告を差し控えたのであったが、しかし一九六七年改正法では結局取締役報告書の記載事項とされた。²⁷ その理由は前にも述べたように、株主が配当されるべき利益が政党または慈善目的のためにどのように使用されたかを知らしめるためであって、わが国で論議されているような、慈善または政治目的のための寄附をどのくらい企業が行っているかによってその企業がどれだけ社会的責任を果しているかを開示させるというような観点からではない。純粹の慈善目的のための寄附ならばともかく政治目的のための寄附も、これを行うことによって企業の社会的責任を履行しているとは言い難いと思うが、もしそのような立場に立てば、それはそれでこの事項

の開示は意味があろう。いずれの観点からにせよ、会社のなす重要な寄附について開示させることは必要であると考えるので、記載事項とするのが適当である。

ところで、イギリス会社法は、政治献金および慈善寄附についてつぎのように定めている。すなわち、「(一) 営業年度中に政治または慈善目的あるいはその双方のために支出した五〇ポンド以上の金銭はすべて開示すべきこと、(二) それぞれの場合において金銭が支出された目的およびその金銭の総額を記載すべきこと、(三) 政治目的のために金銭が支出されたときは、総額五〇ポンドを超える金銭を受けた者の氏名およびその金額、(四) その金額が再び五〇ポンドを超えて政党に対する寄附または献金の方法によって支出されたときには、その政党の同一性および金銭の総額、(五) 会社が上記のように記載することが要求されている金銭を支出した従属会社を有するときでも、その会社がグレートブリテン内で設立された会社の全株保有会社 (wholly-owned subsidiary company) でないときには、同様の事項が記載されなければならない。また、直接たると間接たるとを問わず会社が連合王国の政党もしくは団体に寄金をなしたとき、あるいは上記の政党を公然と支持していると看做されうる活動を行ないまたは行なうべく企図している者に対し献金もしくは寄附をなすときは、政治目的のためのものの看做される」(一九六七年法一九条一、二項および三項)。

わが国の場合も、株主に配当されるべき利益がどれだけ寄附に使用されたかということを利用関係者に知らしめるために、まず寄附金総額を記載することとしなければならない。この寄附金総額がいくら以上の場合に記載することとするかは、各企業の規模によって異なるべきものであろうから、一概に金額を定めることはできない。考えられるのは当該営業年度の配当可能利益の何パーセント以上にあたる場合という基準を定めることである。ついで、その寄附金総額の三分の一以上に相当するものを重要な寄附として、その内容、相手方および金額

を記載することとするのがよいのではないか。問題は、それら寄附をなした相手方の団体が政治団体か否か必ずしも明らかではない場合が考えられ、そのような場合、右重要な寄附が政治献金か否かはつきりさせられないということがありうることである。このような場合は、イギリス法のごとく看做し規定を設けることも一つの方法であろう。

そして、これは重要なことであるが、以上右の項目の最後につきのような一項目を設けたい。すなわち、「その他取締役会の判断で、株主に会社の経営状態を理解せしめるために重要と思料する事項」である。このような規定はイギリス会社法にも置かれており（一九六七年法一六条一項f号）、同時に但書も設けていて「ただし、そのような事項の開示が会社またはその従属会社の営業に支障を来たすおそれがあるときはこの限りではない」としている。参考とすべきである。この項目に記載されるものとして考えられるのは、右に検討した諸事項のうち記載事項とすべきものから除外したもので、それらがすべて全く重要でないというわけではないから（重要如何は相対的なものゆえ）、この項目には記載されることはありうる。たとえば決算日後に発生した、災害による重要な被害、異常な貸倒れの発生、受注の取消し等が考えられよう。いずれにしても、この項目を設けることによつて、営業報告書の記載事項を法定することがその柔軟性を阻うことになるのではないかと懸念もかなり解消しうるものと思われる。

以上、営業報告書の記載事項をいかなるものにするのが適当かまたその具体的な内容をどの程度までどのよう

に規整するかそしてその場合に考えられる問題点などについて一応検討した。前にも触れたように、多元的な要請にこたへうる営業報告書であるのが理想的ではあるが、だからといってあまりにも詳細かつ専門的（とくに数字や数表ばかりが並んでいるというような）であつてはならず、その意味で、記載事

項も右にあげたようなものに限るのが妥当であろう。しかし、それらの具体的な内容についてはやはり右にそれぞれについて述べたような程度の詳細な法規整はしなければ、これまたその価値が半減する。このような相反する二つの要請を満たすためには、つぎのことが考えられるべきである。

第一に、実定会社法には、記載事項だけを項目として規定する。そして、具体的な記載内容は省令でもってこれを定めることとする。このようにすれば、施行後の実際界の動向をみて、修正することも比較的容易であろう。

第二に、イギリス会社法上の取締役報告書は、貸借対照表に添付される書類であるところから、その記載事項は貸借対照表上の項目を具体的に説明するものもかなりある。これはある意味では当然であって、わが国のごとく附属明細書という制度がないからである。これに対し、わが国の場合は貸借対照表・損益計算書の内容を補足説明するものとして附属明細書がある。したがって、附属明細書不要論に立つならともかく、そうでなければ附属明細書の記載事項のうち営業報告書に移したものについても、できるかぎり文章でもって記載することとしなければならぬ⁽²⁸⁾。もともと営業報告書は通常の文章で書かれるものであり、その点に意義・特色があるわけだが、なおも強調しておきたい。

九

最後に、計算書類の公示・公開方法⁽²⁹⁾についてであるが、紙数との関係で簡単に結論だけを述べれば、附属明細書を除く計算書類は、一定規模以上の会社についてはこれを商業登記所に提出させるかあるいは会社公告専門紙を設けてこれに掲載させることによって一般公衆の閲覧に供すべきである。また、大会社については貸借対照表とともに損益計算書の公告も義務づける必要があるであろう。

- (1) 青柳文司Ⅱ神崎克郎Ⅱ佐藤俊也Ⅱ広田一Ⅱ水田耕一「新しい営業報告書の在り方」(座談会) 商事法務六五四号四頁、鴻常夫Ⅱ龍田節Ⅱ稲葉威雄Ⅱ森卓也Ⅱ野尻孝夫Ⅱ竹中清明「商法・証取法におけるディスクロージャーの位置付け」(座談会) 商事法務七二二号六頁、矢沢惇Ⅱ河本一郎Ⅱ清水湛Ⅱ竹中清明「株式会社の計算・公開」(会社法改正に関する問題点の研究⑤) 商事法務七〇九号二頁、鈴木竹雄「株式会社法改正の基本的問題点」 商事法務七〇一号二頁、矢沢惇「法律からみた取締役会の現状と課題」 日本経営文化三三六九頁、鈴木治雄Ⅱ矢沢惇Ⅱ河本一郎Ⅱ清水湛「企業経営と株式会社法の今日的課題」 商事法務六八八号四頁、南忠彦「商法改正案による新しい営業報告書の記載内容について」 商事法務六五二号六頁、田中誠二「株式会社の社会的責任についての商法の立法論的考察」 亜細亜法学(大学院設置記念号) 九卷二号五頁、経済同友会「社会と企業の相互信頼の確立を求めて」 商事法務六二六号二三頁、横田正雄「新しい営業報告書の様式と内容」 商事法務六三五号二頁、東京株式懇話会「営業報告書モデル案」 商事法務六四四号二七頁、全国株式懇話会連合会「営業報告書等のモデル」 商事法務六五二号一〇頁および六五五号一六頁、藤原祥二「最近の営業報告書事例の分析」 商事法務七二九号二二頁および法務省照会に対する各界意見とその分析を行った「会社法改正に関する主要意見」 商事法務七二八号三頁、服部栄三・注釈会社法(6)二二頁など。
- (2) 星川長七「株式会社における経営情報の開示」 法律時報四一卷一号四六頁。
- (3) 星川長七Ⅱ早川勲「イギリス改正会社法における取締役報告書」 企業法研究一六二輯四五頁。
- (4) 矢沢惇Ⅱ河本一郎Ⅱ清水湛Ⅱ竹中清明「企業の社会的責任の論点」(会社法改正に関する問題点の研究(1)) 商事法務七〇五号七頁。
- (5) 藤原・前掲論文六二三頁以下。
- (6) とくに経済界では消極的な色彩が濃厚である。詳しくは前掲商事法務七二八号の各界の意見を参照されたい。
- (7) 河本発言・前掲商事法務六八八号七頁。
- (8) 矢沢発言・前掲商事法務六八八号七頁。
- (9) 広田発言・前掲商事法務六五四号六頁。
- (10) Department of Trade and Industry, Company Law Reform, July 1973, Comnd. 5391. 酒巻俊雄Ⅱ上村達男訳「イギリス改正会社法の基本的構想ⅠⅡⅢ」 商事法務六四四号一四頁、六四六号三一頁および六四八号二〇頁。

- (11) Ibid., p. 5.
- (12) Ibid., p. 7.
- (13) Ibid., p. 22.
- (14) 龍田発言・前掲商事法務七二二号八頁。
- (15) 稲葉発言・前掲商事法務七二二号八頁、矢沢発言・前掲商事法務六八八号一一頁、星川・前掲論文四六頁。および神崎発言・前掲商事法務六五四号一二頁など。
- (16) 神崎発言・前掲商事法務六五四号一二頁。
- (17) Board of Trade, Report of the Company Law Committee June 1962, p. p. 40-45.
- (18) Gower, *Modern Company Law*, second edition, p. 426.
- (19) 星川長七川内克忠訳「英国改正会社法（一九七四年）案〔Ⅲ〕」商事法務六七七号二三頁の「追記」参照。
- (20) 正式には「Companies Bill, 18 Jan 1974」である。
- (21) 「再び営業報告書の記載事項の法定について」商事法務七三〇号二九頁（スクランブル）。
- (22) 竹中発言・前掲商事法務七〇九号一〇頁。
- (23) 矢沢発言・前掲商事法務七〇九号一〇頁。
- (24) パーマー教授は、その著 *Palmer's Company Law*, 21 Edition, by C. M. Schmitthoff and J. H. Thompson, p. 633 に於いて「...The word "significant" is difficult to define. It is thought that it means a change which is not insignificant, i. e., which is of some importance though not necessarily of major or decisive importance. と説かれてゐる。その通りであるが、現実の問題としてはこれでは如何ともしがたう。」
- (25) Powell-Smith, *The Law and Practice relating to Company Directors*, 1969, p. 133.
- (26) イギリス会社法のこの点の法規整は実に詳細である。The Companies Act 1967, a hand book for lawyers, accountants and company officials by T. M. Wedderburn, p. 58 をよび前掲一九七四年会社法案一一一頁 schedule 3 参照。
- (27) 星川・早川・前掲論文四一頁。

(28) しかし、どうしても詳細な数字をもってしなければ通常の文章では記述しえないということが起りうるかも知れない。そういう観点から、従来営業報告書には附属明細書は不要であるというのが通説であるが、営業報告書にも附属明細書作成必要論がでてこよう。

(29) これらの改善にあたっては、まず竹内昭夫「私企業形態の現在の問題点と立法の方向」岩波講座現代法9（矢沢惇編現代法と企業）四七頁以下に鋭く指摘されている現状認識から出発しなければならない。

（昭和五一年一〇月一日稿）